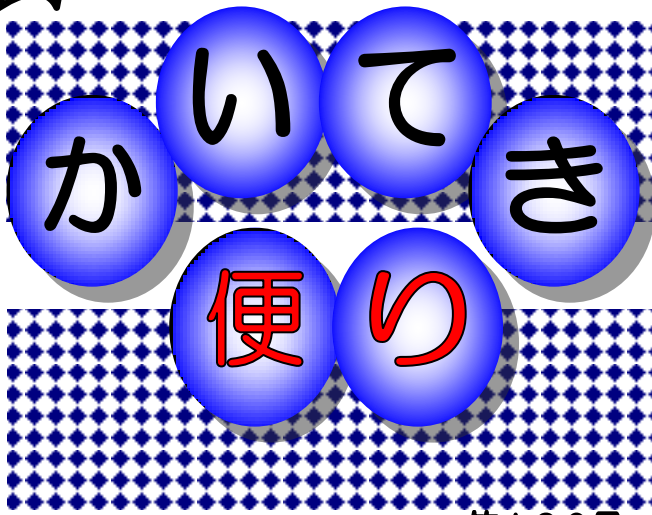


★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★

INDEX



平成27年5月1日発行 第130号

- お知らせ
「介護保険事業所（医療系）の集団指導の実施について」
「平成27年6月から介護支援専門員登録関連の提出先等が変更になります」
「認知症高齢者グループホーム緊急整備事業、都市型軽費老人ホーム整備事業等の補助制度説明会を開催します」
「「高齢者見守り人材向け出前講座」リニューアルオープン！！」
「訪問看護ステーションに対する支援について」
- 報酬算定・運営基準
「業務管理体制の届出先行政機関の変更について」

お知らせ

○ 介護保険事業所(医療系)の集団指導の実施について

介護保険事業所（医療系）が適正なサービスを提供するため、必要な制度を周知し、その理解を図るとともに、報酬請求に係る過誤を防止するため、下記のとおり講習会を実施いたします。

対象の事業所には、別途案内をお送りします。

開催日時(平成27年)		開催場所	対象
5月19日(火)	10時00分～	都庁第一本庁舎 5階大会議場 (新宿区西新宿2-8-1)	訪問看護ステーション
5月25日(月)			
6月1日(月)			
5月27日(水)	13時30分～	東京都社会福祉保健医療 研修センター 502教室 (文京区小日向4-1-6)	介護療養型医療施設
6月2日(火)	10時00分～	都議会議事堂 1階南側 都民ホール (新宿区西新宿2-8-1)	訪問リハビリテーション事業所 ※一定の事業実績のある事業所(介護老人 保健施設が行うものを除く)
	14時00分～		通所リハビリテーション事業所 ※一定の事業実績のある事業所(介護老人 保健施設が行うものを除く)

【お問い合わせ先】 指導監査部指導第三課介護機関指導係 TEL03-5320-4284

○ 平成27年6月から介護支援専門員登録関連の提出先等が変更になります

介護支援専門員の住所や氏名の変更、介護支援専門員証の再交付等の書類の提出先が

平成27年6月から東京都から公益財団法人東京都福祉保健財団(以下「財団」という。)に変更になります。

【介護支援専門員登録関連の書類の提出先】

変更前 (～平成27年5月30日)	
東京都	財団
<ul style="list-style-type: none"> ○登録移転 ○住所及び氏名変更による登録事項の変更届 ○介護支援専門員証の書換交付申請 ○介護支援専門員証の再交付申請 ○介護支援専門員証の新規の交付申請 (登録のみ行った方が、後から介護支援専門員証の交付を申請する場合及び再研修受講後に交付申請をする場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ○介護支援専門員証の新規の交付申請 (登録と介護支援専門員証の交付申請を同時に行う場合) ○介護支援専門員証有効期間の更新による証交付申請

変更後 (平成27年6月1日～)	
東京都	財団
<ul style="list-style-type: none"> ○登録移転 	<ul style="list-style-type: none"> ○介護支援専門員証の新規の交付申請 (登録と介護支援専門員証の交付申請を同時に行う場合) ○介護支援専門員証有効期間の更新による証交付申請 ○住所及び氏名変更による登録事項の変更届 ○介護支援専門員証の書換交付申請 ○介護支援専門員証の再交付申請 ○介護支援専門員証の新規の交付申請 (登録のみ行った方が、後から介護支援専門員証の交付を申請する場合及び再研修受講後に交付申請をする場合)

【東京都】 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
東京都福祉保健局高齢社会対策部 介護保険課 ケアマネ担当
TEL 03-5320-4279 (直通)

【財団】 〒163-0719 東京都新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル19階
公益財団法人 東京都福祉保健財団 人材養成部 介護人材養成室 ケアマネ担当
TEL 03-3344-8512 (直通)

その他、手数料の納付方法や介護支援専門員証の交付時期が変更になります。

詳しくは、東京都の下記ホームページで御確認ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】 →東京都福祉保健局>高齢者>介護保険>東京都介護サービス情報>介護支援専門員(ケアマネジャー)関連情報>介護支援専門員登録関連>登録事項(住所・氏名)の変更・書換交付・再交付・新規交付の提出先等が変更になります(平成27年6月～)

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/care/touroku/teishutusaki.html)

○ 認知症高齢者グループホーム緊急整備事業、都市型軽費老人ホーム整備事業等の補助制度説明会を開催します

東京都では、今後更なる増加が見込まれる認知症高齢者が家庭的な環境と地域住民との交流のもとで暮らしていけるよう、平成10年度から「認知症高齢者グループホーム緊急整備事業」を実施しています。

また、地価の高い都市部におけるひとり暮らし低所得高齢者対策として、平成22年度から「都市型軽費老人ホーム整備事業」も行っています。

グループホーム及び都市型軽費老人ホーム等の設置促進を図るため、整備費補助制度等について、説明会を開催いたします。グループホーム運営事業者の方、福祉施設運営事業者の方のほか、こうした事業に関心のある方など、是非御参加ください。

- 日時 平成27年5月29日（金曜日）午後1時30分から午後4時30分まで
- 会場 東京都庁第一本庁舎5階 大会議場（新宿区西新宿二丁目8番1号）
- 内容 認知症高齢者グループホーム、都市型軽費老人ホーム、ショートステイ、介護専用型有料老人ホームの事業の仕組みと補助制度について
- 対象 グループホーム運営事業者、福祉施設運営事業者、土地・建物所有者（オーナー）などで事業に関心がある方
- 定員 500名
- 申込 申込書を以下のホームページからダウンロードの上、FAX03-5388-1391へ。
- 申込期限 平成27年5月15日（金曜日）

【問い合わせ先】 東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課施設整備係
TEL：03-5320-4321

【東京都福祉保健局ホームページ】→東京都福祉保健局>高齢者>高齢者施設>認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）>「認知症高齢者グループホーム緊急整備事業、都市型軽費老人ホーム整備事業等の補助制度説明会」の開催について

（<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/shisetu/guruho/setsumeit270529.html>）

○ 「高齢者見守り人材向け出前講座」 リニューアルオープン！！

「高齢者見守り人材向け出前講座（旧介護事業者向け出前講座）」受講者 募集中！！

都では、深刻化する悪質商法の被害から高齢者を守るため、地域の高齢者見守りネットワークのメンバー、ケアマネジャー、ホームヘルパー、民生委員など、**高齢者を見守る方々**を対象に出前講座を開催しています。講座では、消費生活問題に詳しい相談員などが、高齢者を狙う悪質商法の手口や被害発見のポイント、被害発見時の対応などについて、詳しくご説明します。

講師派遣期間	平成27年4月1日（水曜日）から平成28年3月31日（木曜日）まで （土日祝日も実施）
講義時間	原則 午前10時から午後8時までの間で、1～2時間程度 （この時間帯以外をご希望の場合はご相談ください。）
講師派遣場所	都内のご希望の場所
費用	無料
申込条件	原則10人以上 都内の介護事業者、福祉団体、 医療機関（NEW!） 、 配送事業者（NEW!） 、 地域の高齢者見守りネットワークの関係者（NEW!） 、区市町村等
申込受付期限	平成28年3月7日（月曜日）まで【 先着300回 】（回数1.5倍に増えました）
申込方法	都・区市町村の消費生活センター窓口または、ホームページ「東京くらしWEB」からダウンロードにより申し込み用紙を入手し、必要事項記入の上、3週間前までに下記へFAXしてください。

【東京都生活文化局ホームページ】⇒東京くらしWEB>学びたい>出前講座（講師派遣）>高齢者見守り人材向け出前講座

（http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/de_koza/kourei.html）

【お申込み・お問い合わせ先】（公社）全国消費生活相談員協会事務局

FAX 03-5614-0743<FAXのみの受付>

TEL 03-5614-0635（月～金曜日午前9時30分～午後5時<祝日・年末年始除く>）

○ 訪問看護ステーションに対する支援について

東京都では、地域包括ケアの推進を図るため、在宅療養の中心的な役割を担う訪問看護ステーションへ平成27年度も補助金事業や研修事業など、さまざまな支援策を実施します。訪問看護推進総合事業の概要や、各補助金事業の申請要件及び申請書類などの詳細な情報をホームページに掲載しておりますので、ホームページをご覧ください。補助金事業及び申請期限は下記のとおりです。

なお、追加の募集や研修等の各事業に関する情報は、随時、東京都のホームページに掲載していきますので、ホームページをご覧ください。

＜平成27年度の補助金事業＞

- ◆認定看護師資格取得支援事業（訪問看護分野の認定看護師資格取得支援）
- ◆訪問看護師勤務環境向上事業（研修等の代替職員確保への支援）
- ◆訪問看護師定着推進事業※（産休等代替職員雇用への支援）
- ◆福祉人材の確保・定着モデル事業（新規事務職員雇用への支援）

＜補助金の申請期限について＞

平成27年5月22日（金曜日）必着

※訪問看護師定着推進事業（産休等代替職員雇用への支援）については、随時申請を受付けておりますので、対象がございましたら速やかに担当までご連絡ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】→東京都福祉保健局＞高齢者＞介護保険＞訪問看護推進総合事業
(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/houkan/index.html>)

○ 業務管理体制の届出先行政機関の変更について

報酬算定・運営基準

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革と推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第4次一括法）（平成26年法律第51号）」により、平成27年4月1日より、業務管理体制に係る届出先行政機関が変更となります。

介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する事項は、事業所等が2以上の都道府県の区域にわたり、かつ、1又は2の地方厚生局の区域に所在する場合は、届出先が地方厚生局から主たる事業所が所在する都道府県に届け出ることとなりました。

まだご提出されていない法人様や、今後、介護サービス事業所を運営される新規の法人様におかれましては、下記の届出先行政機関を確認の上、ご提出いただくようお願いいたします。

◎ 事業所等の展開に応じた届出先行政機関

届出先区分	届出先
事業所等が二以上の都道府県に所在する事業者かつ事業所等が三以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働省老健局
地域密着型サービス（予防含む）のみを行う事業者で、事業所が同一区市町村内に所在する事業者	区市町村
上記以外の事業者	主たる事務所の所在地の都道府県

【東京都福祉保健局ホームページ】

東京都介護サービス情報＞業務管理体制に係る届出・老人福祉法の届出等＞業務管理体制に係る届出
(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/gyoumutodoke/gyoumukanritaisei.html)